

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱

制 定	平成 26 年	4 月	1 日 25	水田第 4025 号
一部改正	平成 27 年	4 月	9 日 26	水田第 3675 号
一部改正	平成 28 年	4 月	1 日 27	農振第 6798 号
一部改正	平成 29 年	4 月	1 日 29	農振第 534 号
一部改正	平成 30 年	4 月	2 日 30	農振第 84 号
一部改正	令和 元年	5 月	7 日 31	農振第 200 号
一部改正	令和 2 年	1 月 28 日	2	農振第 6958 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号）に定める農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動）、資源向上支払交付金（長寿命化）及び日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号）に定める多面的機能支払に係る推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び推進交付金実施要綱別紙 4 により設置された福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金等交付の対象及び補助率)

第 2 条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第 3 条 別表の事業の欄に掲げる 1 から 4 までの経費の相互間の流用については、1 と 2 相互間で流用する場合、又は、1 もしくは 2 から 3 へ流用する場合を除き、してはならない。

(交付金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する交付申請は、福岡県多面的機能支払交付金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「交付金交付申請書」という。）によるものとする。

2 交付金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

3 市町村長及び推進組織の長（以下「市町村長等の長」という。）（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）は、交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 22 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県の助成割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

4 市町村長が交付申請を行った場合は、推進組織の長へ福岡県多面的機能支払交

付申請報告書（別記様式第2号）により交付申請内容を報告するものとする。

- 5 推進組織の長は前項により報告のあった交付申請を取りまとめの上、福岡県多面的機能支払交付申請報告書（別記様式第2号）を県知事へ提出するものとする。

（交付金の交付の決定）

- 第5条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

（交付金の遵守事項）

- 第6条 市町村等の長は、多面交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）並びに推進交付金実施要綱、及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855並びに27農振第2219号）に従わなければならない。

（申請内容の変更の承認等）

- 第7条 市町村等の長は、第4条の交付金交付申請書の記載事項について、別表に掲げる重要な変更を加えようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市町村長が第1項の変更を行う場合は、第4条の交付申請の手続きに準じて推進組織の長へ報告する。
- 3 推進組織の長は前項により報告のあった場合は、第4条の交付申請の手続きに準じて県知事へ提出するものとする。

（概算払の請求）

- 第8条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金概算払請求書（別記様式第4号。以下「概算払請求」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、多面交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告）

- 第9条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の交付があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、福岡県多面的機能支払交付金遂行状況報告書（別記様式第5号）を作成し、当該四半期における最終月の翌月の10日までに知事に提出しなければならない。
ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。
- 2 市町村長等の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は前項に定める時期のほか、多面交付金及び推進交付金に係る事業の円滑な執行を図る必要があると認めるときは、市町村等の長に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができるものとする。
- 4 別表の事業の欄に掲げる4の事業において、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村等の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第6号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。
この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助事業が完了しない場合の手続き等)

第10条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県多面的機能支払交付金実績報告書(別記様式第7号)によるものとし、事業が完了した日から1月を経過した日又は多面交付金及び推進交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長に対し、多面交付金及び推進交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第4条第3項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、第1項の規定による実績報告書を提出するに当たって、第4条第3項のただし書に該当した各補助事業者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号による消費税等相当額報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について額の確定があった日の翌年6月10日までに、同様式により、知事へ報告しなければならない。

5 市町村長が実績報告を行った場合は、推進組織の長へ福岡県多面的機能支払実施状況報告書(別記様式第9号)により実績報告内容を報告するものとする。

6 推進組織の長は前項により報告のあった実施状況報告書を取りまとめの上、福岡県多面的機能支払実施状況報告書(別記様式第9号)を県知事へ提出するものとする。

(書類の提出)

第12条 市町村長が、この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通(所管農林事務所長を経由)とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上のものとする。

(関係書類の整備)

第14条 規則第10条に規定する関係書類は、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第10号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の制定に伴い、福岡県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第3319号）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成25年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づいて平成26年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和2年度の交付金から適用する。